

(配偶者)被扶養者資格点検チャート

*被扶養者異動届を出す前に、この点検チャートで被扶養者資格有無の確認をしてください。
 *認定の可否は、健保組合で最終的に判断します。必要書類を提出しても必ず認定されるわけではありません。

健康保険 記号-番号	-	対象者 (申請するご家族)	
---------------	---	------------------	--

対象者に給与収入（パート・アルバイト含む）がありますか？

はい

いいえ

勤務先の健康保険に加入していますか？

給与収入以外の各種年金・不動産等の
継続的な収入がありますか？

はい

いいえ

はい

いいえ

収入の合計額は、①②を満たしていますか？

① 年収：被保険者の1/2未満
 ② <60歳未満>
 月収：108,334円未満 かつ 年収：130万円未満
 (失業給付・傷病手当金・出産手当金の日額は、3,612円未満)
 <60歳以上・障がい者>
 月収：150,000円未満 かつ 年収：180万円未満
 (失業給付・傷病手当金・出産手当金の日額は、5,000円未満)
 ※課税・非課税に関わらず、税金や保険料等が控除される前の総支給額
 ※手取り額ではありません

1ヶ月の収入	
給与(交通費込)・賞与	円/月
自営業収入	円/月
公的年金	円/月
私的年金	円/月
雇用保険失業給付	円/月
傷病手当金・出産手当金	円/月
不動産収入	円/月
株式配当金	円/月
その他()	円/月
合計	円/月

いいえ

はい

扶養認定できません。

**扶養認定できる
可能性があります。**
 異動届・現況届に必要な書類を添付し、
このチャートと合わせて会社担当者へ提出してください。

【注意事項】

- 被保険者の収入により、そのご家族を将来にわたり扶養することが困難と思われる場合は、扶養認定できない場合があります。
- 傷病手当金、出産手当金を受給している方は、受給終了まで認定できません。退職時に加入していた健康保険で任意継続をするか、国民健康保険に加入してください。※いずれも受給日額が3,612円(60歳以上5,000円)未満の場合は認定可
- 扶養認定後に失業給付を受けられる場合、受給期間中は扶養認定できません。受給が始まったら、扶養削除の手続きが必要です。※受給日額が3,612円(60歳以上5,000円)未満の場合は手続き不要